

## 第4章 施策の展開

本計画が目指す、「住み慣れた地域で歩いて暮らせる集約型都市」の実現にあたっては、多様な分野において連携・整合を図りながら施策を展開していく必要があります。

そのため、本計画では、計画の実現に必要な主要な施策の基本的な方針を示すものとし、今後、各分野において具体的な取り組みを展開・検討していきます。

### 1 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を誘導するためには、「宅地開発や住宅の建築を行うための受け皿づくり」や「居住地としての選ばれるための環境整備」等が必要となります。

また、人口増加に向けて主に市外からの移住定住を促進するためには、「ライフステージに応じた暮らしが可能となるような支援や情報発信」等が必要となります。

そのため、次のような施策を展開・検討していくことで、移住定住を促進します。

表 施策の概要

施策	概要
住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地区画整理事業や地区計画事業による良好な宅地の形成 (主な事業) 寺家地区土地区画整理事業及び地区計画事業 八本松駅前土地区画整理事業及び地区計画事業 西条第二地区地区計画事業</li> <li>○都市計画道路・下水道・公園・公共交通等の都市基盤整備による利便性の高い住環境の形成 (主な事業) 都市計画道路西条中央巡回線、寺家中央線、吉行飯田線、吉行泉線、丸山檜原線 西高屋駅の自由通路・駅前広場・アクセス道路</li> <li>○誘導施設の立地の促進による利便性の高い市街地の形成</li> </ul>
移住定住の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の設置やマッチング支援等による移住希望者の受け入れ支援</li> <li>○空き家等の既存ストックの有効利用(空き家バンクによる情報提供、住宅改修支援等)</li> <li>○子育て世代が安心して妊娠・出産・育児をすることができる支援環境の構築</li> <li>○高齢者や障害者等の幅広い人が自立生活を営むことができるユニバーサルデザインに配慮した支援環境の構築</li> <li>○定住フェアへの出展等のシティプロモーションによる情報発信</li> <li>○大学と連携したCCRC構想の推進</li> </ul>

## 2 都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導するための施策

都市機能誘導区域内に民間の誘導施設を誘導（維持・確保）するためには、「インセンティブとなる各種支援」や「市街地の魅力や利便性を高めるための環境整備」等が必要となります。

また、各拠点における行政サービスを維持・増進するためには、「公共施設の再編」等が必要となります。

そのため、次のような施策を展開・検討していくことで、誘導施設の立地を促進します。

表 施策の概要

施策	概要
財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誘導施設（公共施設、民間施設）の整備に対する国の補助制度の活用</li> <li>○誘導施設（民間施設）の立地に対する固定資産税や都市計画税の税制優遇</li> <li>○誘導施設（民間施設）の立地に対する公有地の賃料等の減免</li> </ul>
都市計画制限の見直し	○誘導施設に対する容積率や用途規制の緩和
公的不動産の活用 ※	○低・未利用の公有地における民間活力を利用した施設整備
都市基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地整備事業による立地環境の創出</li> <li>○都市計画道路等の整備による幹線道路沿道での土地利用の促進</li> </ul>
公共交通の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○循環バスの充実による中心市街地の利便性の向上</li> <li>○鉄道駅等の交通結節点機能の強化による市街地の利便性の向上</li> </ul>
公共施設の再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市役所の支所・出張所、地域センター、保育所等との複合化等による公共施設の再編の促進</li> <li>○美術館等の集客力のある公共施設の中心市街地への集約</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学・研究機関の集積や高速交通網等の特性を活かした企業誘致の促進</li> <li>○本計画の届出制度の運用による誘導区域内への立地の誘導</li> </ul>

### ※公的不動産の活用方針

低・未利用な公有地は、市街地の賑わいの創出や利便性の向上に繋がる施設の立地に向けてPFI等の民間活力を活かす事業手法の活用を検討し、必要に応じて売却・貸付等を行います。また、既存の公共施設は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新時期等に合わせて複合化・統廃合を進めることで、施設の利便性の向上や維持管理費の軽減を図ります。

### 3 良好な移動環境を創出するための施策

高齢者をはじめとする誰もが徒歩や自転車又は公共交通により拠点地区内外を安全で快適に移動できる環境を創出するためには、「公共交通ネットワークの再構築」や「歩行者や自転車の通行空間の整備」等が必要となります。

そのため、次のような施策を展開・検討していくことで、良好な移動環境を創出します。

表 施策の概要

施策	概要
公共交通、歩行空間等の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中心市街地と地域拠点を結ぶ公共交通軸の機能強化 (路線バスの交通結節点の設置等による利便性・効率性の向上)</li> <li>○中心市街地における公共交通の機能強化 (循環バスの充実、空港や新幹線駅へのアクセス性の向上等)</li> <li>○各生活圏内における公共交通の機能強化 (居住地から生活利便施設へのアクセス性の向上等)</li> <li>○鉄道駅の機能強化 (駅前広場の整備によるバスや自家用車等から鉄道への接続性の向上、自由通路の設置やバリアフリー化等による駅の利便性の向上)</li> <li>○歩行者や自転車の通行空間の機能強化 (歩道・自転車道の整備、駐輪場・休憩スペース・バス待合所等の設置等による徒歩又は自転車で移動しやすい環境の創出)</li> </ul>

### 4 適切な土地利用を促進するための施策

人口20万都市を目指したまちづくりを進める中で、コンパクトなまちづくりを進めるためには、「人口規模や市街化の状況に応じた都市計画の制限の見直し」が必要となります。

そのため、次のような施策を展開・検討していくことで、適切な土地利用を促進します。

表 施策の概要

施策	概要
都市計画制限の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的な区域区分や地域地区の見直し</li> <li>○市街化調整区域での開発許可要件の見直し</li> </ul>

---

## 5 誘導区域外の地域での施策

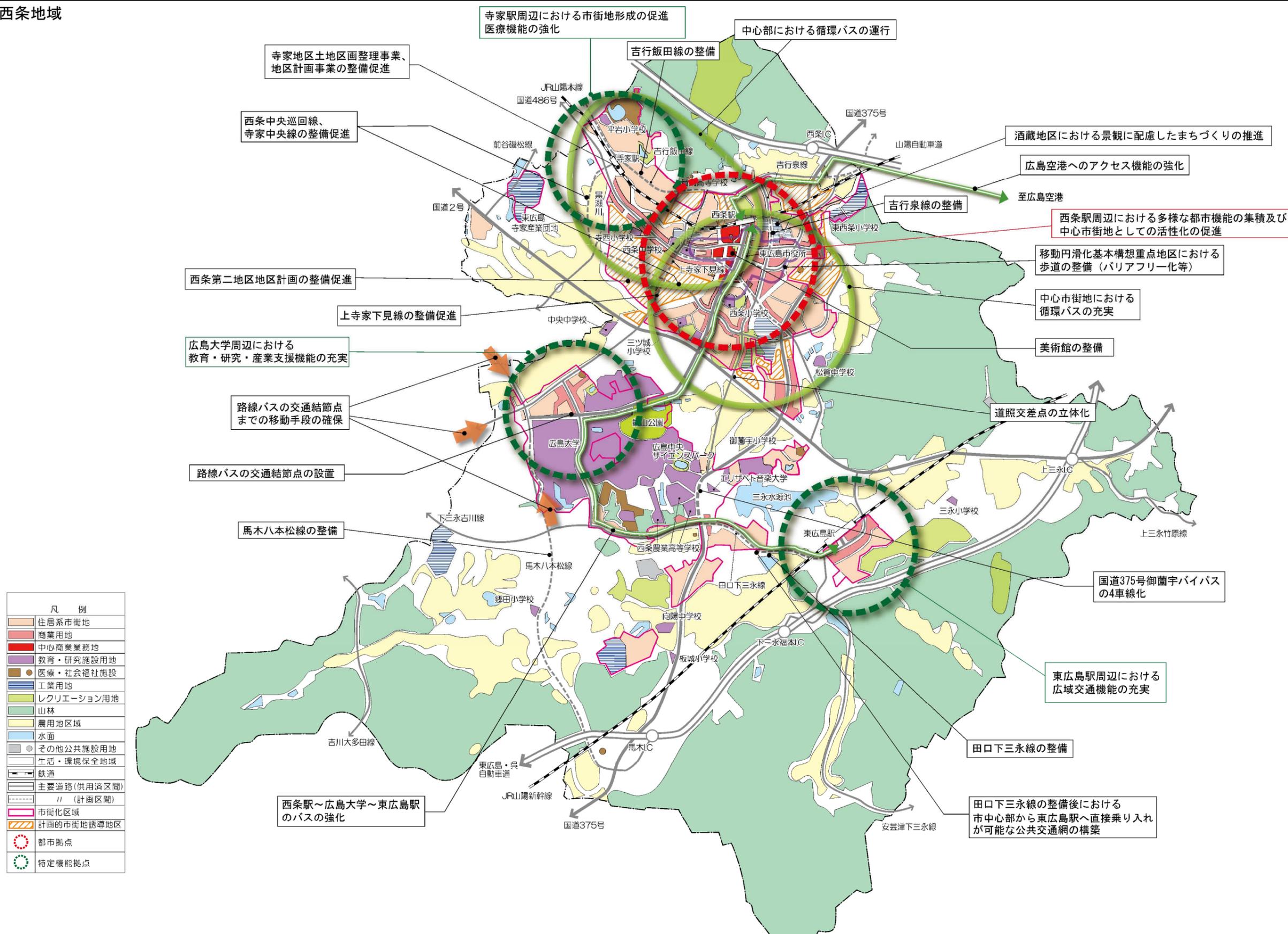
---

本計画は、誘導区域内へ全ての住宅や都市機能の集約を進めるものではなく、将来にわたり市全体の住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指して策定するものです。

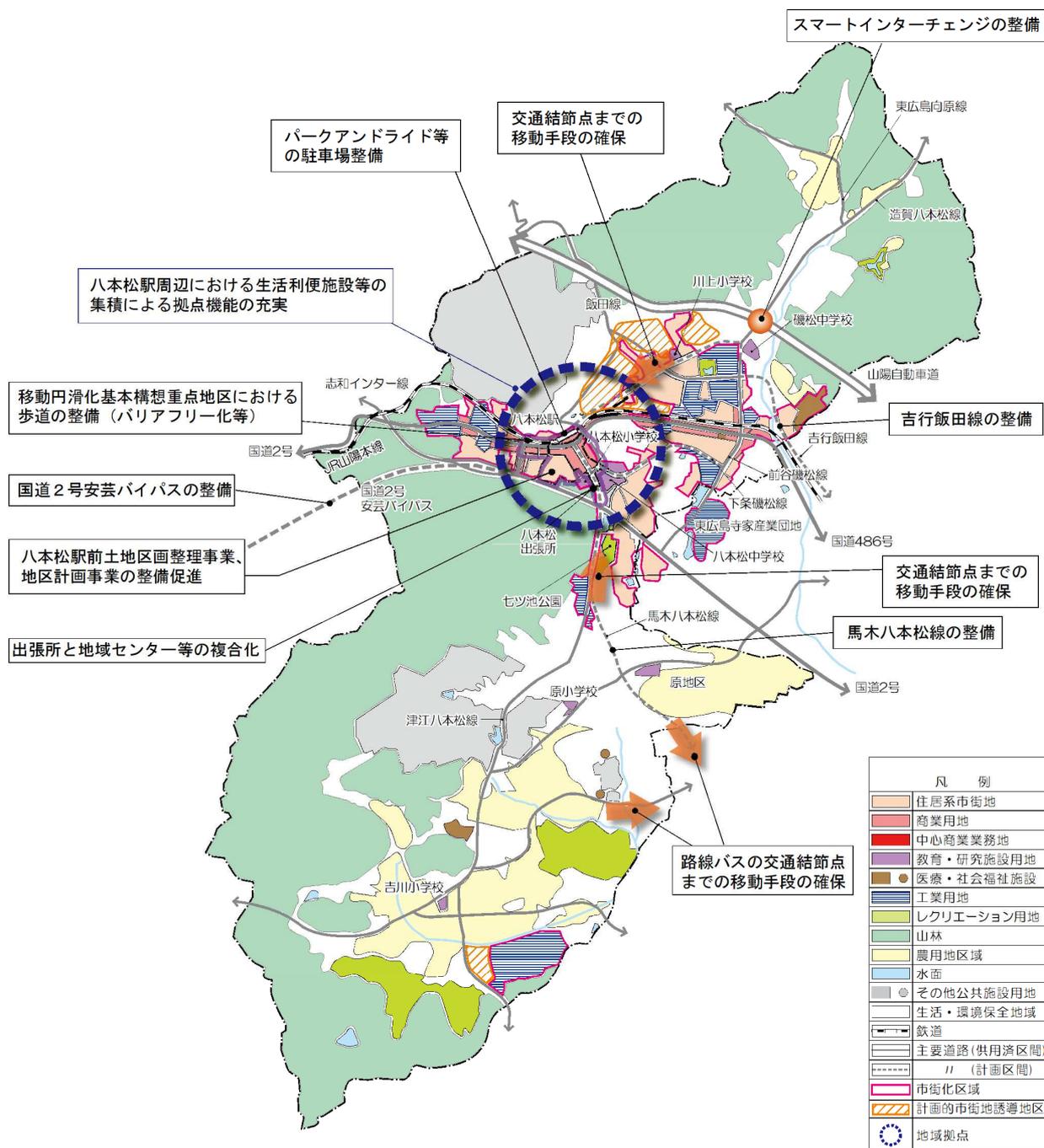
そのため、誘導区域を定めない地域においても既存の集落機能が維持されるように、従来の都市計画マスタープランや関連計画の考え方に基づき、移住定住の促進、生活利便施設の維持・確保、駅や市街地へ繋がる公共交通の維持・充実等に取り組み、市全体で持続可能な都市構造を構築していきます。

6 地域別の主な事業計画

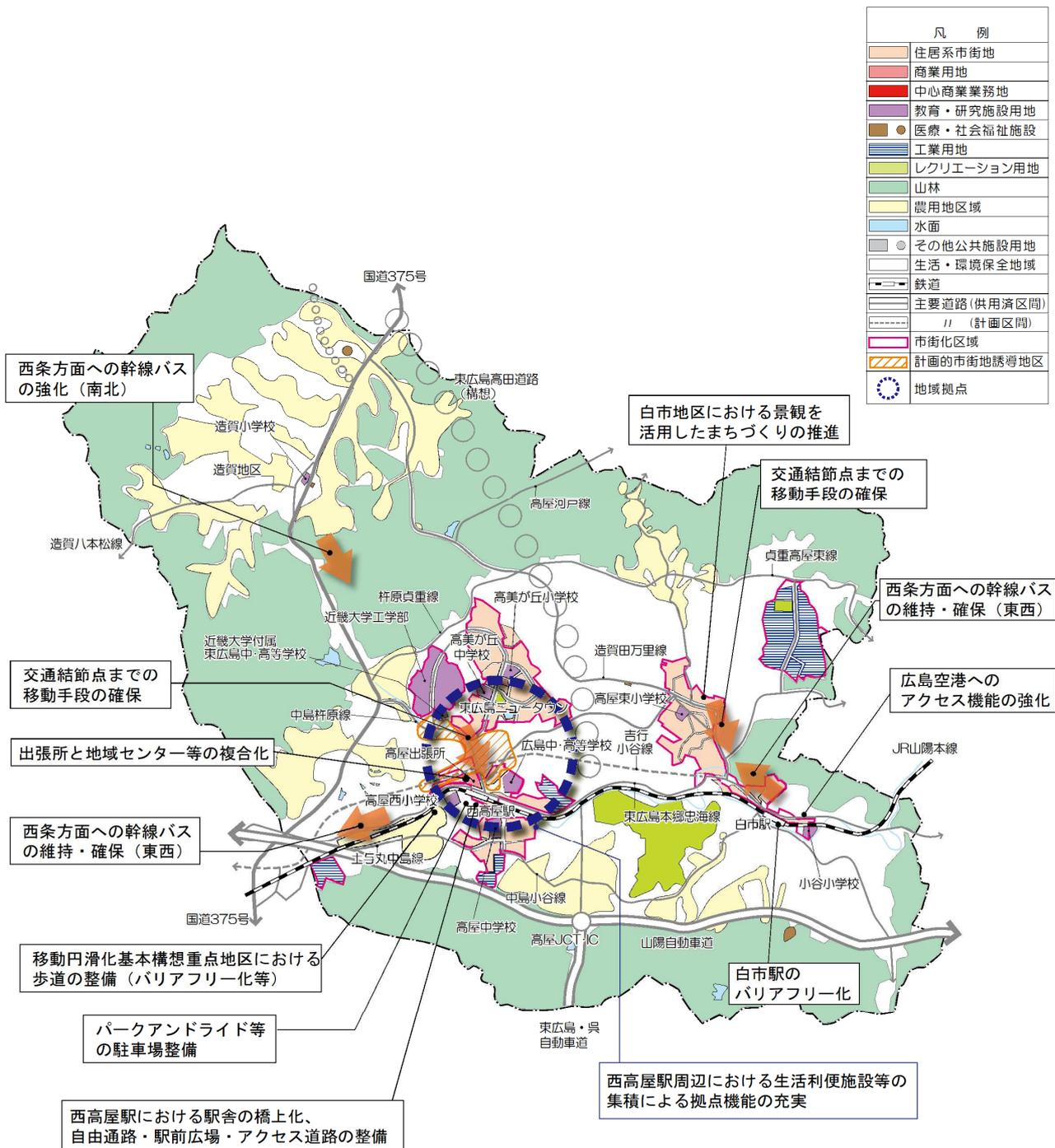
(1) 西条地域



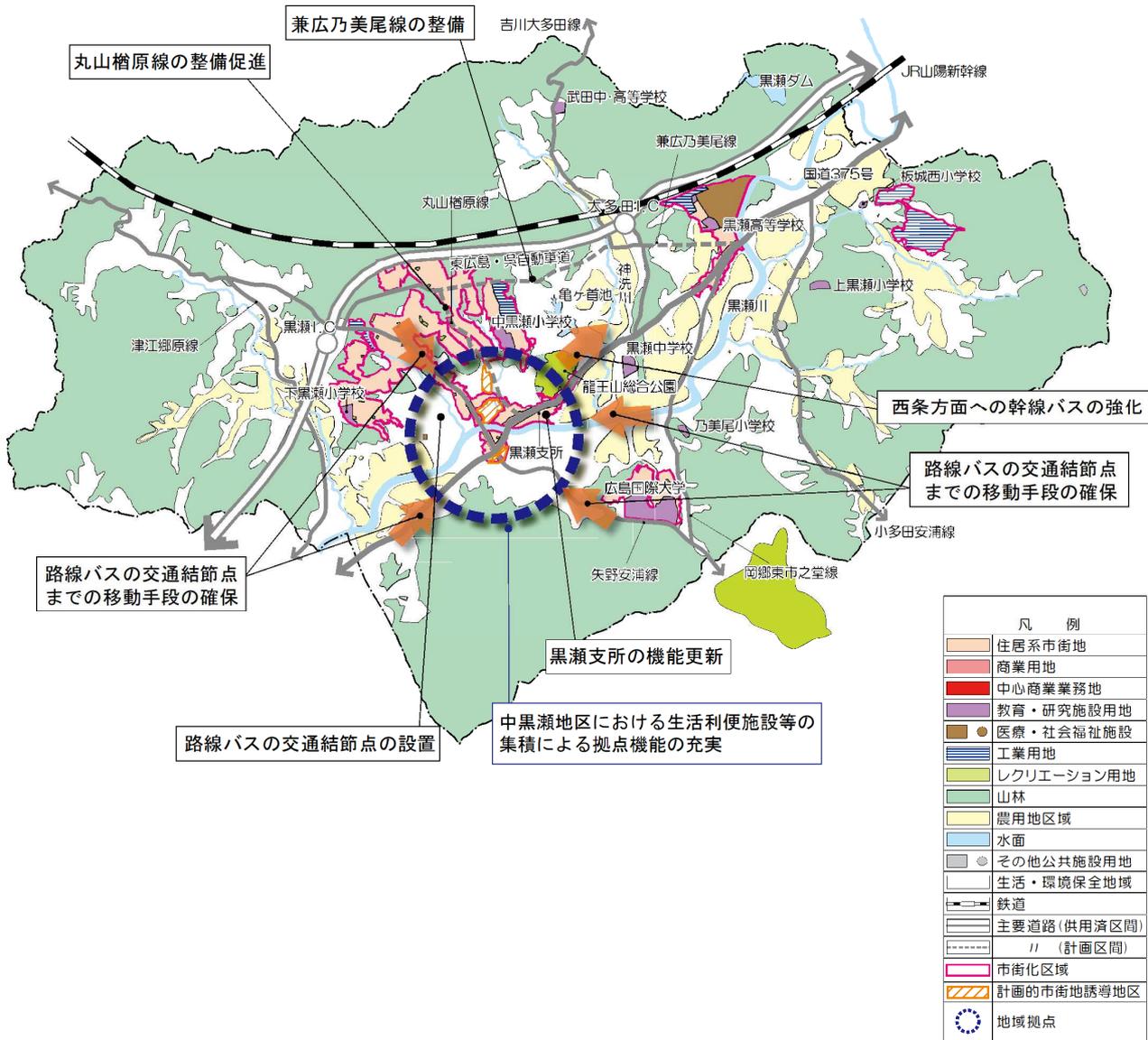
(2) 八本松地域



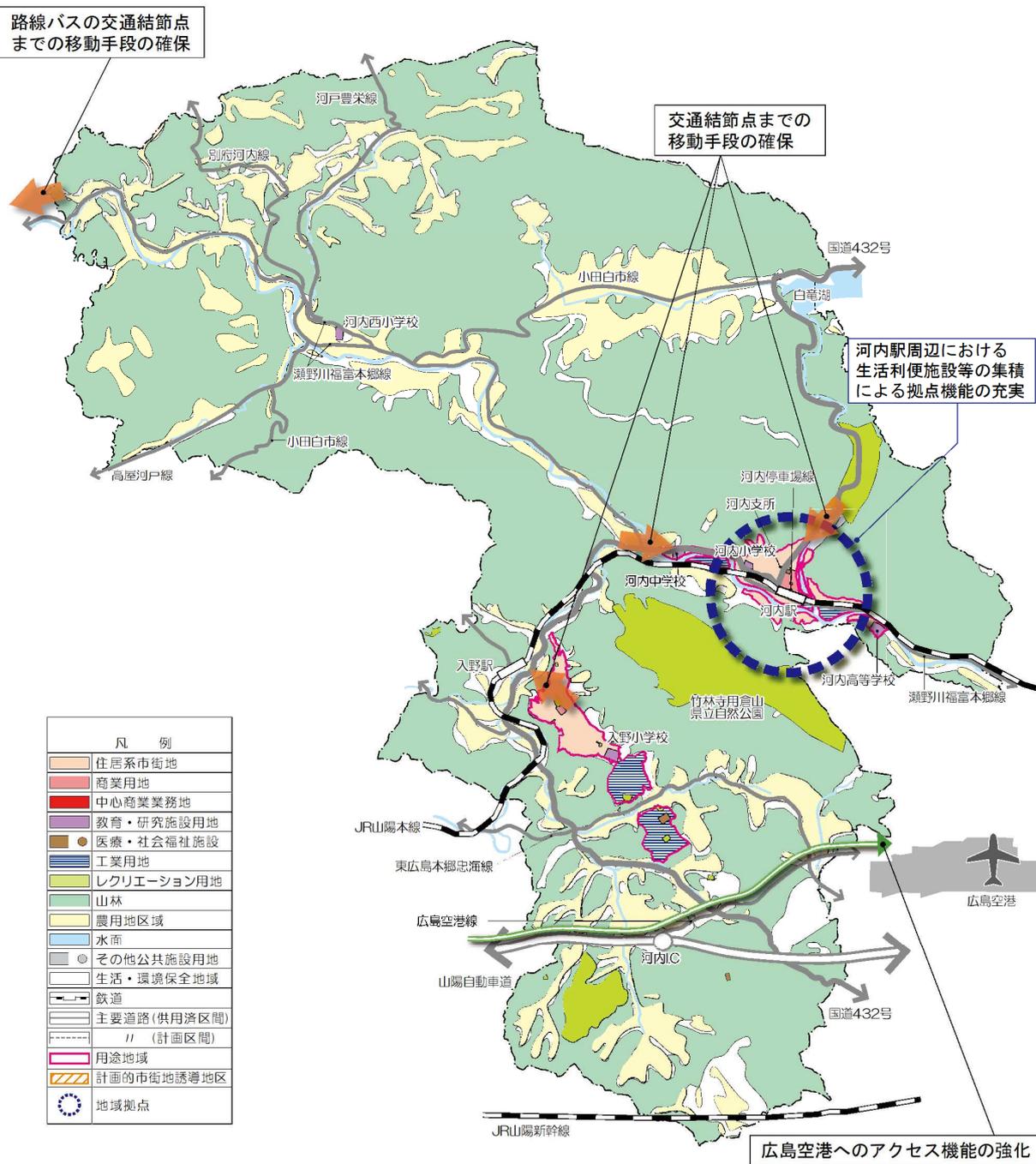
(3) 高屋地域



(4) 黒瀬地域



(5) 河内地域



(6) 安芸津地域

